行政に関わるくらしの無料相談会開催

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。相談事のある方は、事前に予約してください。

■日時　6月21日（土）9時30分～12時

■場所　洞爺湖町役場3階303会議室

■申込先　北海道行政書士会室蘭支部（☎76-3538　担当後藤）／役場住民課住民・戸籍年金グループ（☎74-3002）

■主催　北海道行政書士会室蘭支部

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

町民交通傷害保険に加入しませんか

平成26年度分の加入受付中です

町では、町民の皆さんが交通事故に遭い、負傷や死亡したときのために、安い掛け金と簡単な手続きで加入できる町民交通傷害保険制度を実施しています。

この保険は、自転車や自動車による交通事故でケガをした場合などに、治療期間に応じた保険金が支払われるものです。

洞爺湖町に居住（住民登録）している方であればどなたでも加入できます。

年間1口360円（一人2口まで、※6月からの場合300円）の保険料で加入することができますので、万が一に備えご家族ぐるみで交通事故に備えましょう。

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

高齢受給者証の一斉更新について

高齢受給者証のサイズが変更になります。

現在使用の高齢受給者証の有効期限が7月31日で満了となり、8月以降使用できなくなります。

7月中に新しい高齢受給者証を交付しますが、今回の更新時より今までのハガキサイズからカードサイズに変更となります。お手元に届きましたら、お持ちのハガキサイズの高齢受給者証を破棄し、新しいカードサイズのものをご使用ください。

新しい高齢受給者証の有効期限は、平成27年7月31日までです。紛失したときや、汚れた時は再交付しますので、住民課国保医療グループまで申し出てください。

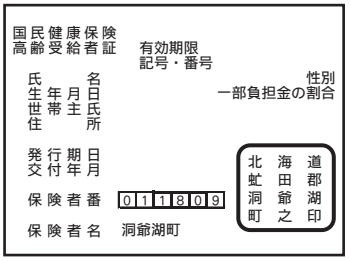

介護保険料のお知らせ

①介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、平成24年度から平成26年度の介護保険料は表のとおりとなっています。

洞爺湖町の介護保険料は全国・全道平均よりも低い金額に設定されています。

②公的年金などから保険料を納めている方については、4月から納付が始まっていますが、7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行う予定です。

65歳以上の方に納めていただく平成26年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況などにより算定し、次のとおりとなります。

なお、決定した保険料は7月上旬に通知予定です。

保険料段階		対象者		保険料年額
		世帯	本人所得等	
第1段階		住民税非課税世帯	生活保護又は老齢福祉年金受給者	22,800円
第2段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	22,800円
第3段階	軽減		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	28,700円
	通常		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	34,200円
第4段階	軽減	世帯に住民税課税者あり	本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	37,800円
	通常		本人は住民税非課税で上記以外	45,600円
第5段階		本人が住民税課税者	前年の合計所得金額が190万円未満	57,000円
第6段階			前年の合計所得金額が190万円以上	68,400円

■問合せ
健康福祉課介護保険グループ
☎74-3001

役場からのお知らせ INFORMATION